

2014年4月3日

山形県知事 吉村美栄子 様

最上小国川ダム問題に関する公開質問書

最上小国川の清流を守る会

共同代表 高桑順一 川辺孝幸 草島進一

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之 遠藤保男

本年2月18日に私たちが貴知事に提出した「抗議と要請」に対して、3月19日に知事名ではなく、農林水産部水産課長・県土整備部河川課長という役職名による回答が出されました。しかも、その内容は不誠実極まりないものでした。

つきましては、改めて知事の見解をお示しいただきたく、下記の質問書を提出いたします。

4月12日(金)までに文書で真摯にご回答くださるよう、お願いいたします。

質問

- 1：知事に提出した「抗議と要請」に対して、二人の課長職名で回答されたことについて。

2月18日に提出した「抗議と要請」は知事としての姿勢を問うものでした。知事本人以外の方が代わって回答することはあり得ないはずですが、このことについて質問します。

 - 1-1：知事に提出した文書に対する回答が知事名ではなく、二人の課長職名になった理由をお示してください。
 - 1-2：知事ご自身のお名前で回答されるのが当然のことだと思いますが、このことについて知事の見解をお示し下さい。
 - 1-3：回答に書かれていることは、知事が二人の課長職に具体的に指示されたものでしょうか？

- 2：要求項目1) に対する回答について

要求項目1)「小国川漁協からの推薦者を半数含めて第三者機関として調査委員会を設置し、山形県と小国川漁協との折衝の経過に問題がなかったのか、実態調査と報告を求めます。」に対する回答は、「実施する予定はありません。」でした。このことについて質問します。

 - 2-1：「山形県農林水産部 阿部清 次長兼技戦略監は、2013年12月19日の記者会見の場において、「公益性の配慮」の条件として、三つの条件を提示し、三つの条件とは1)説明を聞くこと 2)話し合いに応じること 3)ダム建設を前提とし

た測量や環境影響を妨げないことである。そして、この三つの条件は話合いの当初から小国川漁協に伝えている」との発言について(12月20日の報道による)。

2-1-1：漁業協同組合の故・沼沢勝義組合長は、12月23日に報道陣に対して「県からは、公益性の配慮については、『組合の姿勢を見せて欲しい』ということしか聞いていない。三つの条件については20日の報道を見てはじめて知った」と発言しています。

上記の12月20日の報道記事に書かれた阿部次長の発言内容は正しいと、知事はお考えでしょうか？

また、何故、このよう食い違いが生じているのでしょうか？知事の見解をお示し下さい。

2-1-2：阿部次長が最上小国川ダム建設を前提とした三条件をあたかも従前から提示していたかの装いをしたうえで、年末に突如、小国川漁協に提示したのはなぜなのでしょう？知事が命じたことなのでしょう？

2-1-3：漁協に対し「公益上の担保を示せ」と執拗に迫り、あたかも最上小国川ダム事業を認めないと漁業権が剥奪されるのではないかと、という恐怖心を与えるような手法がとられたことについて、知事の責任は大きいと考えます。知事の見解をお示し下さい。

2-2：「最上小国川流域の治水対策等に関する協議」について

山形県は去る1月28日、「最上小国川流域の治水対策等に関する協議」を開催しています。このことについてお聞きします。

2-2-1：協議の目的はその前日のプレスリリースに記載されている「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図るため」でしょうか？

2-2-2：この協議の目的からすれば、最上小国川ダムは前提になっていないと理解してよいのでしょうか？

2-2-3：「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図るため」を目的としながら、協議の名称は「最上小国川流域の治水対策等」となっています。協議の名称に「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等」と明記していないのは何故でしょうか？

2-2-4：この協議は非公開とされていますが、その理由を教えてください。あわせて、公開とするにはどのような条件が必要なのかをお示しください。

2-2-5：この協議ではどのようなことが決められていくのかをお示しください。

2-2-6：1月28日の協議では、どのようなことが報告され、どのような資料が配付され、どのような意見が交わされたのでしょうか？議事録と配布資料をお示しください。

3：要求項目2) に対する回答について

要求項目2)「その実態調査が修了するまでは、協議会の凍結を求めます。」への回答

は「最上小国川流域の治水対策等に関する協議については、今後、小国川漁協をはじめ最上町、舟形町等と進め方を調整してまいります。」というものでした。

このことについてお聞きします。

3-1：まずは協議の名称を「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興」と明記することが必要と思われませんが、いかがでしょうか？

3-2：協議事項は最上小国川流域住民、山形県民、最上小国川のアユ愛好者たちにとっても利益関係が及ぶので、非公開を取りやめて公開にするのが当然です。公開にすることで「ダムによらない治水」を求めている小国川漁協を協議の場で孤立させないことにつながります。公開を提案します。このことについて知事の見解をお示しください。

3-3：「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等」を図るには、「ダムによらない治水」を目指している科学者・市民を加える必要があると考えますが、このことについて知事の見解をお示し下さい。

4：要求項目3)に対する回答について

要求項目3)「今後の県と漁協との協議については、現行の協議手法は、真の治水を議論する場になっていません。故・沼沢組合長や小国川漁協が求め続ける『ダムに依らない治水』の本質的な議論ができるよう、ダムに依らない治水論者等を、推進論者と同数参加させ、最上小国川流域の河川整備計画を見直すことも視野に入れて、治水対策を徹底議論する県民討論集会を要請します。」への回答は「実施する予定はありません。」でした。このことについて質問します。

4-1：ここで提案した県民討論集会を知事はイメージできていないと思います。県民党路集会はどのようなものかについて川辺川ダムについて行われた実例を説明します。

球磨川の支流・川辺川に建設を予定されていた川辺川ダム（事業者は国土交通省九州地方整備局）に対して、その必要性の有無と環境への影響（特にアユ）について、流域住民・川漁師・受益予定農業者から強く異論が出されていました。九州地方整備局は漁業権等を収用すべく、土地収用法を適用し、強権を発動しようとしていました。

当時の潮谷義子熊本県知事は県民の理解が必要と判断して県民討論集会を提案して、事業者の責任で始まりました。同ダムを必要とする者（九州地方整備局・住民など）と必要としない者（住民）がそれぞれの論拠を支える専門家たちと共に、大勢の参加者・視聴者（熊本県によってテレビ中継された）の前で意見を闘わせました。進行役は熊本県の職員が務めました。

議題についてはその都度、「次の議題」として討議のうえ、決めました。発言者の時間配分は双方同じとしました。合計9回実施しました。結論は出ませんでした。しかし、川辺川ダム問題は球磨川流域住民のみならず熊本県民全体に広く行き渡り、受益予定自治体とされていた相良村、人吉市、八代市が「川辺川ダム不要」を表明、それを踏まえて、熊本県知事が2008年9月に「球磨川は県民の宝。川辺川ダム不要」を表明し、現在に至っています。現在は「ダムに依存しない治

水」を目指す努力が続けられています。

このように、当時の熊本県知事であった潮谷義子氏の英断が、清流球磨川および川辺川を守る貴重な一歩になりました。

山形県にとっても、「ダムなし治水」でアユ等の生態系が豊かな最上小国川を守り抜くことができることが最も望ましいのではないのでしょうか。

「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図る」、これを本気で目指すには「県民討論集会」という完全公開・県民だれでも論議に参加可能という方式での徹底議論が必要と考えます。問題を広く共有して、最上小国川ダムの是非は県民が判断すべきです。

知事は川辺川ダムをめぐって実施された県民討論集会をどのように受け止めますか。知事の見解をお示しください。

4-2：「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図る」ことを目的に、上記のような県民討論集会を開催する考えはないのでしょうか。知事の見解をお示しください。

4-3：上記のような県民討論集会を開催しないならば、次善の策として、「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図る」ことを議論ができるよう、ダムに依らない治水論者をダム推進論者と同数参加させ、最上小国川の河川整備計画を見直すことも視野に入れた検証の場を設けることを提案します。このことについて知事の見解をお示し下さい。

5：要求項目4) に対する回答について

要求項目4)「ダム事業の平成26年度の予算の凍結を求めます。」への回答は「最上小国川ダム事業の平成26年度予算については、円滑に執行できるよう所要の手続きを進めてまいります。」というものでした。

このことについてお聞きします。

5-1：故・沼沢組合長がご自分の命をかけて守ろうとした最上小国川です。「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図る」ことが流域住民、山形県民に共有されるまで、工事を凍結し、原点に立ち帰ってあらためてダム事業を見直すべきではないのでしょうか。このことについて知事の見解をお示し下さい。

連絡先：

最上小国川の清流を守る会：

新庄市城西町 5-37 電話 0233-23-0139

水源開発問題全国連絡会：〒223-0064 横浜市港北区下田町 6 - 2 - 2 8

電話・FAX 045-877-4970 メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp